第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）（平16国交令85・全改、平19国交令60・平20国交令76・令元国交令20・一部改正）

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制動力						前照灯			警音等
						右	左	前部検査	
前軸	前前軸	右	N	軸重	右右差 N	光軸の高さ		cd	騒音・テスタ dBA/dB
		左	N	kg	N/kg			速度計の誤差	走行走行騒音
	前後軸	右	N	軸重	右右差 N			+-- km/h	騒音・テスタ
		左	N	kg	N/kg				dBA/dB
後軸	後前軸	右	N	軸重	左右差 N	光軸	下 cm	下 cm	排気騒音
		左	N	kg	N/kg			指示計の誤差 km/h	騒音・テスタ dBA/dB
	後後軸	右	N	軸重	左右差 N		上・右 cm	上・右 cm	速度表示灯の検査 ○ ○
		左	N	kg	N/kg			+-- km/h	%
計			N	車両重量	N/kg	光度	主×100 cd	主×100 cd	タイヤの接地 良・否
手動			N	kg	N/kg				cm/s² km/h 時速
走行テスト等の方法と結果							副×100 cd	副×100 cd	ヘッドレスリング インジケート 指標・テスタ % km/h

○目視等による検査

緩衝装置	① 緩衝装置	□
	② 懸架装置取付状態	□
	③ 懸架装置	□
操縦装置	① 原動機及び動力伝達装置	□
	② 走行装置	□
	③ 操縦装置	□
	④ 制動装置	□
	⑤ 車輪及び	□
	⑥ 燃料装置及び電気装置	□
	⑦ 車体及び車枠	□
	⑧ 連結装置	□
	⑨ 乗車装置及び座席装置	□
	⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス	□
装置	⑪ 警音器	□
	⑫ 排気管出口装置	□
	⑬ 排気管の発生防止装置	□
	⑭ 灯火装置及び反射器	□
	⑮ 標識装置	□
	⑯ 指示装置	□
	⑰ 視野に関する装置	□
	⑱ 走行装置以外の他の装置	□
	⑲ 防火装置	□
	⑳ 四輪駆動及びその制御装置	□
	㉑ その他	□

○自動車検査証、型線識別標識等通知書又は自動車検査証返還証明書の記載事項との照合

自動車の種別		用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特			自家用・事業用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	l kW/min	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年月日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（備考）

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月又は初度検査年月
年 月
検査の年月日
年 月 日
自動車検査員の氏名
車体整備適合証及び車体整備適合標章の番号 / 検査標章の標章番号又は
車・検
指示検査基準適合証の番号

（日本産業規格A列3番）

備考

(1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
a 車台番号
b 自動車登録番号又は車両番号

(2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

(3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

(4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあつては、制動力の計算単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「/kg」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。

(5) 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちの□、装置に関する検査（その２）及び装置に関する検査（その３）の項目についての検査結果を記載すること。